

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	山原栄一
同	秋澤雅久

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和5年度の財務監査

市長室	災害対策課
総務部	契約検査課、庁舎管理課
産業振興部	農水産課

#### 2 監査の実施期間

令和6年1月12日から令和6年2月19日まで

#### 3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

##### 監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務  
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

#### 4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

## 市長室

### (1) 災害対策課

- ア 財務に関する事務の執行について適切に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
  - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
  - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
金田水防倉庫	軒下の壁に僅かな隙間あり。
防災備蓄倉庫（中里）	良好に管理されていた。
防災備蓄倉庫（河内）	入口付近に僅かな泥の流入が見られる。
防災備蓄倉庫（東真土二丁目）	軒先の一部破損あり。

## 総務部

### (1) 契約検査課

- ア 財務に関する事務の執行について適切に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

### (2) 庁舎管理課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

#### ○ 指摘事項

収入事務において、行政財産使用料について納期限の設定誤りが散見された。

平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
  - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
  - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
本館	良好に管理されていた。

## 産業振興部

### (1) 農水産課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

#### ○ 指摘事項

一般会計の収入事務において、漁港施設使用料について納期限の設定誤り及び督促状の送付遅延が見受けられた。また、水産物地方卸売市場事業特別会計の収入事務において市場施設の使用指定に係る事務手続き漏れがあった。

前々回及び前回の監査においても収入事務等について指摘事項があり、再発防止に取り組んでいくとのことであったが、今回の監査においても事務処理誤りが指摘されたことは誠に遺憾であり、事務執行体制に課題があると言わざるを得ない。

誤った事務処理が生じた原因をしっかりと分析した上で、事務引継ぎの徹底や事務処理マニュアルの再点検など実効性のある具体的な防止策を講じるとともに、管理職・

上席者によるチェック機能を働かせ、組織として確実かつ適切に事務執行する体制を構築されたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
大型市民農園管理休憩施設及び 公的農園	良好に管理されていた。

以 上